○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市駒立町字トイスミ二二の四・二二の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇の九、字スカニサワ七の三、米河内町字楠形三の三・九の一・九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七の二、一九の二、二〇の四、二四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市大井野町字シラバタ九・二〇の四・二三の二・二四の一・一四の二・二八の九・二八の一二・二八の一三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二五の二、二八の八、字ナカダ三の一・三の二・三の四から三の六まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　裕

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヰセキ　ＳＣ161	215020	井関農機株式会社
〃	ヰセキ　ＳＦ420	215021	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第八百一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十条の二第一項の規定に基づき、検査合格証票を付することができる者の名称の変更に伴う、検査合格証及び検査成績表の書換請求について、同条第四項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において書換交付したものについて次のとおり報告があったので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　裕

1　検査合格証票を付することのできる者の名称の変更

変更前　三菱農機株式会社

変更後　三菱マヒンドラ農機株式会社

2　検査合格証及び検査成績表の書換交付された農機具の種類、型式名及び合格番号

農機具の種類	型式名	合格番号
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	三菱２ＦＩ70	205025
〃	三菱ＣＦＪ30	209032
〃	三菱２ＦＪ30	209034
〃	三菱ＣＦ121	209057
〃	三菱ＣＦ250	212018
〃	三菱２Ｆ250Ａ	212019
〃	三菱２Ｆ200	212020

○国土交通省告示第四百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道亀田郡七飯町字仁山地内から同道茅部郡森町字赤井川地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道亀田郡七飯町字仁山及び字西大沼地内

北海道茅部郡森町字赤井川地内

２　使用の部分　北海道亀田郡七飯町字仁山及び字西大沼地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道亀田郡七飯町字仁山地内の七飯インターチェンジ（仮称）から同道茅部郡森町字赤井川地内の大沼公園インターチェンジまでの延長10.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（以下「本路線」という。）は、函館市を起点とし、亀田郡七飯町、茅部郡森町、室蘭市、苫小牧市、札幌市、旭川市等を経由して名寄市に至る延長約497㎞の路線である。

本路線が通過する亀田郡七飯町及び隣接する北斗市は、農業が盛んな地域であり、ほうれんそう等の農産品は、主に本件区間とおおむね並行する一般国道５号（以下「現道」という。）等を介して札幌市方面へ出荷されている。

また、本路線が通過する渡島地域（北海道渡島総合振興局管内）は、水産業が盛んな地域であり、くろまぐろ、するめいか等の水産品が、現道等を介して函館港等から道外へ出荷されている。

しかしながら現道は、物流等による通過交通に広く利用されることから交通が集中しており、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。